

平成 24 年 9 月 26 日
日本税理士会連合会

税理士法に関する改正要望書

◇税理士制度の見直しの経緯と改正要望の趣旨

(1) 税理士の使命は、税理士法第 1 条において、「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」とされており、税理士は、我が国唯一の税務に関する専門家として位置付けられている。

税理士制度は、国民にとって民主的とされる申告納税制度を維持発展させ、もって国家財政の基盤を確保するうえで極めて重要な制度である。

こうした税理士制度の基となる税理士法は、平成 13 年の改正がなされてから既に 10 年余が経過した。この間 IT 社会への変革と経済社会の多様化・複雑化、規制改革の進展、他士業資格制度の法改正などにより、税理士制度を取り巻く環境が大きく変化してきている。また、公共的使命を担う税理士の業務についても、益々高度化・専門化が進んできており、時代が要請する、国民・納税者の期待に応え得る制度となるためには、更なる見直しと盤石な基盤の構築が喫緊の課題である。

(2) 日本税理士会連合会（以下「日税連」という。）は、平成 21 年 3 月の制度部答申を踏まえ、平成 21 年 11 月に税理士法改正に関するプロジェクトチームより「税理士法改正に関するプロジェクトチームによるタタキ台」を公表した。このタタキ台については、全国の会員から広く意見を募集し、平成 23 年 4 月 21 日、税理士法改正特別委員会（上記プロジェクトチームを改組）より「税理士法改正に関する意見（案）」を 17 項目について改正意見として公表した。

また、過去の法改正の例に倣い、同意見(案)及び「税理士の資格取得制度のあり方～税理士法第 3 条第 1 項第 3 号及び第 4 号について～」について、有識者の学術的意見・判断を求めることが肝要と考えたため、公益財団法人日本税務研究センターへこれらの課題について研究委託を行った。

(3) 一方、日税連の申し入れにより、平成 23 年 6 月から平成 24 年 6 月まで、計 14 回、日税連、国税庁、財務省主税局（オブザーバー）の 3 者による「税理士制度に関する勉強会」が行われてきた。勉強会の意見交換による結果

については、平成 24 年 6 月 28 日開催の日税連理事会並びに平成 24 年 7 月の日税連ホームページ記事及び会報において、「論点整理メモ」を公表した。

- (4) また、平成 23 年度税制改正大綱に引き続き、平成 24 年度税制改正大綱に「税理士制度については、税理士の業務や資格取得のあり方などに関し、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、税理士の資質の一層の向上など国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、関係者等の意見も考慮しながら、その見直しに向けて引き続き検討を進めます。」と税理士法改正に向けた記述がなされているところである。

日税連は、これらの税制改正大綱に記載された趣旨に沿って、税理士業務や資格のあり方、税理士の平均年齢の高齢化を考慮して今後益々国民・納税者の税理士に対する信頼を高め、その期待に応えることが納税者利便の向上に資するという観点から、また、特に若い世代に対する税理士制度のあり方を今の現役世代が検討し、引き継ぐことも重要だと考え、税理士法のあり方を取りまとめた。なお、要望事項の中には、制度構築を行っていくための準備事項も含まれている。

- (5) 現在、税務調査手続の見直しなど納税環境整備に係る諸課題に加え、TPP や FTA など世界的な規制改革がなされようとするなか、申告納税制度の更なる発展を期し、税務の専門家としての適正性を担保しつつ次世代を担う若者や社会人などの育成も考えた国家試験のあり方を含め、更に税理士制度が国民の利便性に適うものとするを重視した所要の税理士法改正を行い、社会から一層信頼される税理士制度の構築を図ることが必要であるとの結論に達し、制度の改革を含めた本「税理士法に関する改正要望書(案)」を提出するものである。

◇改正等要望項目

税理士法改正に際して、改正事項の個別の項目については、以下のような改正等により整備又は措置される方向で検討していただくよう、要望する。

1. 税理士の業務に関する規定

(1) 電子申告等における税理士業務の明確化

IT 社会の進展に伴い、今後電子申告等については更なる利用が見込まれる。このため、電子申告等電磁的記録をもってする事務は単に税務書類の作成にとどまらず、電子申告等のコンピューターを用いた業務についても、法第 2 条第 1 項の税理士業務に含まれることを明確にすべきである。

(2) 補助税理士制度のあり方

現行補助税理士制度は、平成 13 年法改正時に、納税義務者から委嘱を受けた税理士及び税理士法人（以下、「税理士等」という。）の補助者として税理士等に雇用される税理士の法的地位を明確にするため創設されたものであり、国民・納税者の利便性の向上に一定の効果はあるものの、一方では、この補助税理士制度は、補助税理士が独立開業へ向けて準備する機会を妨げ、結果として、税理士制度の発展に影響を及ぼしていると考えられる。このような懸念を解消させる方策として、補助税理士であっても他の税理士等の事務所に所属しながら他人の求めに応じて税理士業務を受任できるよう、法令等の整備を図るべきである。また、この際併せて、補助税理士の「所属税理士」への呼称の変更、顧客の誤認防止や顧客情報管理の責任の明確化等を図るべきである。

(3) 法第 30 条の税務代理権限証書の提出を前提とした書面添付制度・意見聴取制度

法第 30 条「税務代理の権限の明示」は、税理士等が納税者から税務代理を受任したとき税務官公署に提出するものであり、これを提出した税理士等の委任者である納税者は、法第 33 条の 2 及び法第 35 条の規定によって、税務調査等に対して一定の便益を与えられている。したがって、税務代理権限証書の提出と書面添付制度及び意見聴取制度とはより強い関連を持たせる方向とすべきである。平成 13 年法改正の趣旨である円滑な税務行政の運営と税理士の地位向上に資することを一層進める観点から、関連項目の整備・検討を行うべきである。なお、法第 35 条第 4 項は、意見聴取制度の趣旨が損なわれることのないよう、所要の措置を検討すべきである。

(4) 事務所設置の適正化

法第 40 条第 3 項は 2 か所事務所の設置を禁止しているが、その趣旨は税理士の業務活動の本拠を 1 か所に限定して法律関係を明確にするということ及

び個人の監督能力を超えて業務の範囲を拡大することを事務所設置の面から規制し、もって税理士以外の者が税理士業務を営むことを防止することになり、更に国際的にもこれらと同様な対応を可能にするという側面がある。また、事務所の設置基準は、税理士業務が租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現に資するという公共性の高いものであることに鑑み、国民の誰もがいつでも税理士等の門戸を叩くことができ、かつ、その利便性に資するものであるとの観点から判断されるべきである。納税者の近くに事務所があることを前提としたこれらの概念とは異なる事務所が存在する状況であるので、納税者に迷惑がかかることも考えられ問題がある。

したがって、日税連の登録事務の適正な運営を確保する観点から、その登録事務（変更登録を含む。）に関する一定の権限を付与することなども含めた法令等の整備を図るべきである。

（５）報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止規定の見直し

公職に就いた場合の業務の停止規定は、他士業では、弁護士法及び弁理士法においてはすでに廃止されており、公認会計士法等においても特段の制限はない。税理士に求められる社会貢献を阻害しないため、一定の例外を除いて、税理士が報酬のある公職に就いた場合であっても、その公職に兼業禁止規定がない場合には税理士業務を停止する必要のないようにすべきである。

なお、その見直しに併せ名義貸し行為を誘引することがないように検討すべきである。

２．税理士の資格取得に関する規定

（１）税理士の資格

弁護士・公認会計士は各々社会的に重要な使命を有する職業専門家であり、その使命及び専門性は税理士のそれと異なっている。使命が各々異なる専門職業に対する資格付与は、各々の専門性を問う試験を通じて行うことが原則である。税理士の資格付与にあたっては、その能力担保措置については、国民・納税者からみて妥当でなければならない。そこで、弁護士は会計学に属する科目に、公認会計士は税法に属する科目に合格することを原則とするなど、税務に関する専門性を問う能力担保措置を講じるべきである。

（２）実務経験のあり方

税理士試験合格者及び試験免除者が税理士となる資格を有するためには、現在２年間の実務経験が必要とされているが、実務経験のない者等が速やかに税理士業務に就くことができるようにするため、実務修習制度の創設を含め、そのあり方について検討すべきである。

（３）受験資格要件の緩和

申告納税制度の発展に寄与し、税理士制度の水準向上のためには、税理士試験を受験しようとする希望者を、可能な限り幅広い層から確保することが肝要である。国民・納税者の要請に応えうる税理士制度の受験資格要件としては、職歴・学歴等による条件の見直しを含め、一層の緩和を検討すべきである。

(4) 試験科目のあり方

税理士試験の目的は、税理士となるに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判断することであり、申告納税制度を基本とする税理士業務の遂行のために役立つものでなければならない。そのような観点から、試験科目のあり方についても検討すべきである。

3. 税理士の信頼性の確保に関する規定

(1) 研修受講の義務化

税理士法及び日税連会則においては、税理士の研修を努力義務として規定しているが、税理士に対する信頼性を一層確保するために必要な研修制度の充実や実効性を更に高めるため、法令等の整備を図るべきである。また、これに併せて日税連においては、研修義務の未履行者について、日税連ホームページで公表する等、所要の措置を講じることとする。

(2) 税務支援のうち税務援助への従事義務

税理士業務が社会公共性の高い使命に基づき無償独占とされていることから、税理士会は会則の規定により、会員に税務支援への従事義務を課している。この税務支援は経済的弱者に対する税務援助と税理士等の関与がない者に対する社会貢献の観点からする税務指導とに区分される。特に、経済的弱者に対する税務援助をより強力に実施できるように、法令等の整備を図るべきである。

なお、従事義務の実施に当たっては、高齢者・病気療養者等に対する取扱いも考慮すべきである。

(3) 税理士証票の定期的交換

税理士証票は、税理士法の規定により日税連が会員に交付するものであり、税理士が税務代理において税務官公署の職員と面接をする場合に提示義務があるなど、税理士である重要な証である。

日税連の自治の観点から、日税連会則で、税理士が税理士証票の定期的な交換を受けることとする制度を設けることができるよう所要の整備を図るべきである。

(4) 税理士職業賠償責任保険制度の確立

税理士業務の遂行にあたって、国民・納税者の安心と信頼性を確保するこ

とは、税理士業務を通じて行う社会的責務の履行を担保するうえで必要不可欠な要素である。したがって、税理士等が税理士職業賠償責任保険に加入することは、税理士等が関与している納税者にとっても、税に関する不測の損害を被ることが無くなるという利便性を得ることになる。そこで、税理士会会員が税理士職業賠償責任保険に全員加入することとなる措置を検討すべきである。

(5) 税理士が行う租税教育への取組みの規定整備

国民が租税の役割や申告納税制度の意義、納税者の権利・義務を正しく理解することは、納税に対する納得感の醸成と民主国家の維持・発展にとって重要であり、税理士・税理士会は、納税者又は国民への社会貢献事業の一環として、租税教育を通じて申告納税制度の維持発展に寄与している。さらに、税務調査手続が見直され、納税環境の整備が促進されるとともに、税制抜本改革法が成立し、税理士を取り巻く状況が変化していく中で、納税者の利便性の向上を図り、税理士に対する納税者の信頼をより一層高めるとの観点から、税理士が行う租税教育はその重要性が高まっている。その取組みがより一層定着・発展するように、税理士会の会則で租税教育に関する規定を設けることができるよう所要の整備を図るべきである。

4. その他の規定

(1) 会費滞納者に対する処分の強化

税理士会は登録即入会制となっていることから、その会費は、日税連及び税理士会が各会員に対し、指導、連絡及び監督等を行う会務運営の重要な財政的基盤となるものである。平成13年の改正では、法第25条第1項第3号及び基本通達が改正されその改善が期待されたものの、その成果は十分に上がっていないという問題が存在する。よって、会費滞納者に対する処分の強化を図るための措置を講じるべきである。

(2) 財務大臣の総会決議取消権の見直し

現状において日税連及び税理士会と税務当局とは、法の要請に従って、それぞれの立場で納税義務の適正な実現に努めており、両者の間には十分な信頼関係が構築されている。そのような現状を踏まえつつ、日税連及び税理士会の自主権とその公益性を一層高める制度となるよう検討すべきである。

(3) 臨税制度の見直し

この制度は昭和26年の税理士法制定時から存在するものであり、税理士が不足していた当時は合理性を有していたのであろうが、現在税理士として登録する者は7万人超となり、臨税許可件数も減少している現状にある。本来、無償独占権を与えられている税理士等は、その対象となる税目のすべてについて対応すべきであるが、農村部等については地域事情もあり、税理士が必

ずしも対応出来ないこともあることを考慮して、地方公共団体の職員等に限
り、許可を受けてこれを行うことが認められているものである。直ちに廃止
することには支障が生じることも考えられる現状では、まず、その実態を明
らかにし、臨税の許可を与えなくてもよい環境づくりを検討すべきである。

(4) 通知弁護士等の公示等

税理士業務を行う弁護士等の規定は、弁護士法第3条第2項の規定と税理
士業務を税理士会に入会して行うことを調整するための見地から規定された
ものである。これにより通知弁護士については、「随時」税理士業務を行うこ
とができるとされているが、税理士法制定時の整理では、通知をすれば半年
～1年の税理士業務ができることとされており、恒常的に税理士業務を行う
場合には税理士登録をするという趣旨であった。通知弁護士には、許可時に
国税局長から通知の受領書が交付されているが、現状は、国民・納税者にと
って可視性が欠如し、税理士業務を行いうる弁護士等であることの確認がで
きず、かつ、税理士会会員ではないので、日税連が行う会員に対する指導、
連絡及び監督が及ぶものではないとの問題がある。そこで、これらの現状に
対応するため、例えば、通知弁護士等の公示（官報等への公示）をする等の
制度を検討すべきである。